

交 第 4 0 7 号  
令和 6 年 1 月 1 2 日

各 公 共 交 通 事 業 者  
各 市 町 村 長 様

島根県知事 丸山 達也  
(地域振興部交通対策課)

島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱の規定により知事が定める日  
及び基準 (通知)

島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱 (令和 6 年 1 月 1 1 日付け交第 4 0 0  
号) に規定する知事が別に定める日及び基準については、下記のとおりとする。

記

1. 要綱第 5 条に規定する知事が別に定める日

- (1) 要綱第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に該当する者 令和 6 年 3 月 1 日  
第 5 号に該当する者 令和 6 年 3 月 8 日

2. 要綱別表 1 に規定する知事が別に定める基準

(1) 基準燃料単価、燃料単価、各月助成単価

① 令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月分と令和 5 年 1 0 月～令和 6 年 3 月分に分けて算出する場合

燃料種別	基準燃料単価	燃料単価		各月助成単価	
	令和 3 年 4 月～9 月 A	令和 5 年 4 月～9 月 B	令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月 C	令和 5 年 4 月～9 月 B-A	令和 5 年 10 月～令和 6 年 3 月 C-A
ガソリン	141.4円/ℓ	159.6円/ℓ	159.6円/ℓ	18.2円/ℓ	18.2円/ℓ
軽油	124.3円/ℓ	142.8円/ℓ	143.0円/ℓ	18.5円/ℓ	18.7円/ℓ
LPガス	88.7円/ℓ	101.8円/ℓ	103.2円/ℓ	13.1円/ℓ	14.5円/ℓ

② 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分を一括して算出する場合

燃料種別	基準燃料単価	燃料単価	各月助成単価
	令和 3 年 4 月～9 月 A	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 D	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 D-A
ガソリン	141.4円/ℓ	159.6円/ℓ	18.2円/ℓ
軽油	124.3円/ℓ	142.9円/ℓ	18.6円/ℓ
LPガス	88.7円/ℓ	102.5円/ℓ	13.8円/ℓ

(2) 各月燃料使用量

① 高速バス事業者、空港連絡バス事業者及び一般路線バス事業者

令和5年4月から令和5年12月までの走行距離実績を車両種別ごとに定めた別表1の燃費値で除して得た使用量を9で除した使用量

(別表1) 車両種別ごとの燃費値

車両種別	乗車定員 (人)	燃費値
ガソリン車	10人以下	12.4km/L
ディーゼル車	10人以下	10.0km/L
LPガス車	10人以下	9.8km/L
小型バス	11人以上～29人以下	9.6km/L
中型バス	30人以上～49人以下	6.4km/L
大型バス	50人以上	5.1km/L

② タクシー事業者

保有車両において、日平均使用量14.20/日に補助対象期間の各月の補助対象日数(別表2を参照)に乗じて得た使用量

(別表2) 車両の期間分類ごとの補助対象日数

分類	車両の状態	保有日数
通常	本補助事業の補助対象期間において、申請車両を申請事業所の事業に使用できる状態	全期間の日数
増車	補助対象期間中に新たに購入、若しくは他事業所からの転入により増備した状態(その後対象期間中に廃車・他事務所への転出・売却を行った場合を含む)	増車日 (登録年月日) 以降の日数
減車	補助対象期間中に廃車・他事務所への転出・売却等を行い、車両数が減少した状態	減車日 (届出年月日) までの日数
休車	補助対象期間中に一時抹消登録、中古新規登録のいずれか又は両方を行った状態(休車期間については対象期間前から・対象期間後への継続を含む) ※一時抹消登録を伴わないコロナ臨時休車も含む	休車日を除く日数

※ 「増車」の場合は登録年月日を「補助対象日数」に含み、「減車」の場合は届出年月日を「補助対象日数」に含み

2. 要綱別表5に規定する知事が別に定める基準

(1) 国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額

① 令和5年4月～令和5年9月分と令和5年10月～令和6年3月分に分けて算出する場合

i) 令和5年4月～令和5年9月分

タクシー事業者が国事業の第8期から第10期までで受領した支援額

ii) 令和5年10月～令和6年3月分

車両1台あたり日平均使用量 14.2ℓ/日に補助対象期間の各月の国支援単価（別表3を参照）を乗じて得た額に、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの補助対象日数を乗じて得た額

(別表3) 各月のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業の支援単価

月	国支援単価	備考
10月	7.5円/ℓ	第11期
11月	10.1円/ℓ	第11期
12月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均
1月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均
2月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均
3月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均

② 令和5年4月～令和6年3月分を一括して算出する場合

車両1台あたり日平均使用量 14.2ℓ/日に補助対象期間の各月の国支援単価（別表4を参照）を乗じて得た額に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの補助対象日数を乗じて得た額

(別表4) 各月のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業の支援単価

月	国支援単価	備考
4月	15.2円/ℓ	第8期
5月	8.3円/ℓ	第8期
6月	3.5円/ℓ	第9期
7月	0.4円/ℓ	第9期
8月	0.0円/ℓ	第10期
9月	1.3円/ℓ	第10期
10月	7.5円/ℓ	第11期
11月	10.1円/ℓ	第11期
12月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均
1月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均
2月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均
3月	5.8円/ℓ	第8期～第11期の平均